

平成26年度
新潟市中小企業振興基本条例にかかる
施策実施状況報告書

平成27年9月

新潟市

目 次

- 1 平成26年度の中小企業振興施策の実施状況・・・・・・・・・・ 1

- 2 中小企業・小規模事業者の受注機会の
増大に関する取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

- 3 平成27年度以降の取り組みの視点・・・・・・・・・・ 8

参考資料

平成26年度新潟市の中小企業振興に関する主な施策の一覧表

新潟市中小企業振興基本条例

○条例第13条（施策の基本方針）と活性化プランにおける施策の方向性の対応について

条例第13条（施策の基本方針）	活性化プランにおける「施策の方向性」
①経営基盤の強化及び健全な発展	I 中小企業・小規模事業者が生まれる、新たな事業への進出を支援する II 成長発展への挑戦を支援する III 元気に活動し続けることを支援する
②人材育成及び雇用の安定	IV 産業を担う人材の確保・育成を支援する
③社会資本の整備及び改善	III 元気に活動し続けることを支援する
④従業員の暮らしの向上	IV 産業を担う人材の確保・育成を支援する
⑤調査及び情報の収集、提供等	第5章 施策を推進するための仕組み

1 平成26年度の中小企業振興施策の実施状況

平成26年7月1日に新潟市中小企業振興基本条例（以下「条例」）が制定され、平成26年10月1日に施行されました。本市では、経済部を中心として、様々な中小企業振興施策を実施していますが、その実施状況については、条例第16条及び第17条において、議会への報告及び市民への公表が定められています。

以下、平成26年度の中小企業振興施策を条例第14条に基づき策定した「新潟市中小企業・小規模事業者活性化プラン（平成27年9月）」第4章「本市の施策の方向性」等により類型化し、その実施状況について報告します。

<本市の施策の方向性>

I 中小企業・小規模事業者が生まれる、新たな事業への進出を支援する

(1) 新事業の創出支援 産業政策課 企業立地課

創業の支援として、本市とともに中小企業の振興を図る公益財団法人新潟市産業振興財団（新潟IPC財団）ビジネス支援センターにおいて、経営・財務など創業に必要な知識に関する連続セミナーや創業に関する相談を専門人材が対応し、創業に向けた知識習得やアドバイスといった支援を行いました。また、創業後の支援として創業後3年未満のベンチャー企業への家賃補助を行いました。

平成26年10月には、本市と新潟IPC財団が連携・協力して創業を支援する体制をつくり、産業競争力強化法にもとづく創業支援事業計画の認定を受けました。さらに、相談から資金需要対応、各種支援事業の情報提供など、市内5金融機関、3商工会議所を加えて創業に関する相談窓口の増加に向けた準備を進めました。

(2) 新たな受注、技術の高度化等につながる立地支援 企業立地課

平成23年度から25年度までの間、拡充してきた企業立地関連助成金の優遇措置について、用地取得助成金や雇用促進助成金をさらに2年間延長するなど、市内中小企業等の生産環境の向上や事業拡大、従業員の確保の

※ 施策の方向性の脇に主な担当課を記載してあります

支援を図りました。

また、市内中小企業・小規模事業者の新たな受注や技術の高度化への波及も期待される活力ある市外企業への誘致活動を実施しました。

Ⅱ 成長発展への挑戦を支援する

(1) 既存事業の高度化支援

(ア) 「ものづくり」を中核とした既存工業の高度化 産業政策課

ものづくり企業については、新潟IPC財団を通じて技術高度化に関する支援を行ったほか、市場展開を目指す取り組みに対しては事業計画の立案から商品開発や販路拡大まで一貫的な支援により対応しました。とりわけ、食品関連企業についてはニューフードバレー構想との連携を図り、中小企業・小規模事業者の商品開発や販路拡大支援や地元産品の活用による高付加価値化など、幅広く取り組みました。さらに、域内の中小食品メーカー39社と大手及び中小バイヤー24社による商談の機会を提供し、域内での取引先の拡大支援を行いました。

また、新潟地域の産業の活性化を図るため、大手企業や有力バイヤーを域外からも招致し、地元中小メーカーなどとのビジネスマッチングを志向した商談型の新潟地域産業見本市「にいがたBIZ EXPO 2014」を開催し、500件を超える商談に繋げることができました。

このほか、同財団が、中小企業や大学、公設試験研究機関と産学官による共同体を組織し提案した研究開発事業が国に採択されたことから、中小企業が安定的に研究を実施できるよう必要な資金の貸付を行いました。

(イ) 商店街の活性化 商業振興課

商店街が行う集客効果の高いイベントへの補助や、商店街の独自性をアピールするソフト事業への補助、地域拠点商業活性化推進事業により区が地元商業者等と連携しそれぞれの「個性あるまちなか」の活性化を目指す計画策定への支援など、特色ある商店街づくりを支援しました。また、「がんばんまちなか支援事業」による空き店舗の活用を促進するなど、商店街の振興を通じて中小・小規模商業者の活性化に取り組みました。

(2) 成長分野への挑戦支援 ニューフードバレー推進課 企業立地課

国内トップクラスの生産量を誇る農業分野とこれらの調達・加工に優位性を持つ食料品製造業を一体的に発展させるニューフードバレー構想の推進と、機械・金属加工業を中心に関連産業の裾野が広く、今後需要が大きく拡大すると見込まれる航空機分野の振興については、既存中小企業・小規模事業者が活躍の場を拡げる効果が高いことから、成長分野として以下の支援を行いました。

ニューフードバレー関連では、新潟IPC財団と農業活性化研究センターなど関係機関の連携を深めることで、市内中小企業・小規模事業者のビジネスチャンスの掘り起しに努めました。また、昨年5月には、「大規模農業の改革拠点」として国家戦略特別区域の区域指定を受けたことで、これまで信用保証協会の信用保証を受けられなかった農業分野の資金について保証を受けることを可能とする融資制度を創設し、中小企業者等の資金需要に対応しました。

航空機関連産業育成の取組みでは、海外・国内展示会への出展を通じて市内中小企業等の技術をPRしたほか、新潟IPC財団とともに、地元中小企業を中心とした航空機部品の生産体制の構築、生産技術者の育成や無人飛行機システムなどの研究開発拠点の形成を目的とした地域イノベーション推進センター及び戦略的複合共同工場の整備を進めました。

Ⅲ 元気に活動し続けることを支援する

(1) 事業継続の取り組み支援

(ア) 事業継続に資するソフト面での各種支援 産業政策課 企業立地課

中小企業・小規模事業者が抱える高度化、専門化する課題の増加に対応するため、新潟IPC財団への補助金を拡充しました。同財団ビジネス支援センターの総合相談窓口では、3名の専門員を中心に、1,200件を超える各種相談に対応するとともに、様々な分野についてのセミナーを開催し、利用者からの高い満足度を得ることができました。また、各種地域経済団体への補助を通じた経営相談、講習会・研修会の実施など、複数の支援団体により中小企業者・小規模事業者の経営力の強化に資する支援を行いました。

また、生活様式の変化等による需要の減少や、担い手の不足等により技術の継承が危惧される伝統的工芸品の分野においては、展示会開催による新販路開拓や技術の向上や保存を図る研修会などを開催し、事業継

続に資するソフト面の支援を行いました。

(イ) 事業継続に資するハード面での各種支援 商業振興課 企業立地課

製造業者、出版業者等の生産性の向上や老朽化の解消に資する設備導入に対する補助や、個店では取り組み難いアーケード改修や防犯カメラの設置など商店街の共同施設の新設・改修・撤去やLED街路灯の維持管理に対する補助などを通じて事業継続に資するハード面の支援を行いました。

(2) 資金調達の円滑化支援 商業振興課

景気はゆるやかな回復基調にあるものの中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は依然厳しい中、資金調達の円滑化支援として、資金需要の高まる年末から年度末に例年実施している既存3制度（「資金繰り円滑化借換融資」「経営支援特別融資」「小規模企業振興資金」）の保証料補助の拡充を消費増税に伴う反動減への対応として4月から年度を通して実施するとともに、1月からは保証料の全額補助となる対象の金額を拡げる金融支援を実施しました。

また、開業者の増加による新たな雇用の創出や地域経済の活性化を図るため、新規開業者を対象とする「中小企業開業資金」について据え置き期間の延長を行うとともに、保証料補助を拡充しました。

IV 産業を担う人材の確保・育成を支援する

(1) 若者・女性の就労支援

(ア) 若者・女性などの就労支援 雇用政策課

女性再就職支援事業を実施し、女性の再就職に向け、働く上で必要なビジネスマナーやキャリアを身に付けるためのセミナー等を開催しました。

若年者に対しての取り組みとしては、Uターン就職をはじめ市内就労の促進を目的に、市内企業情報等の発信の充実に努めるとともに、地元就職に関する電話などに対応する相談窓口の設置、市内企業就職希望の大学生などを対象にバスツアーを実施しました。

こうした女性や若者をはじめとする多様な人材の就労支援を通じて、市内中小企業・小規模事業者の人材確保に資するよう努めました。

(イ) 首都圏等での就労プロモーションの展開 雇用政策課

市内就労意識の醸成として、首都圏の13大学と連携し、学生・保護者へのアプローチ、出張相談など、市内就労に関する情報提供を行いました。

(2) 産業人材の育成支援 産業政策課 商業振興課 雇用政策課

新潟IPC財団ビジネス支援センターにおけるビジネスに必要なスキルアップのための各種セミナーの開催や、会社経営者や店主を志す方たちの企画運営による学びあいの場である若手「商人塾」の開催、新潟市高等職業訓練校による職業訓練などを通じて、中小企業・小規模事業者の経営力の強化に資する人材育成支援を行いました。

また、市内中小企業・小規模事業者に勤務する優良従業員や技能功労者を表彰し、勤労意欲の高揚と定着を図りました。

(3) 従業員の福利厚生の実支援 雇用政策課

中小企業・小規模事業者単独では対応が難しい従業員の福利厚生の実支援を図るため、公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター(ニピイ)を通じ、健康診断にかかる費用の助成や生涯学習や余暇活動の援助を行いました。会員事業所数・会員数ともに増加し、中小企業・小規模事業者の取り組む福利厚生の実支援に寄与しました。

また、新潟県労働金庫への預託等により、中小企業・小規模事業者等の従業員の生活資金をはじめとした広範な資金需要に応える融資の円滑化を図りました。

<施策を推進するための仕組み> 産業政策課

市内の景気動向を独自に把握するため、市内2,000事業所を対象とした「景況調査」を2回(9月、3月)実施したほか、市内の民間事業所における労働者の賃金や労働条件等の実態を把握するため、「賃金労働時間等実態調査」を実施しました。併せて、消費税率引き上げの影響など企業の実態やニーズの把握に努め、これらの調査結果については産業施策や労働施策の基礎資料とするとともに、市ホームページによる情報提供を行いました。

また、市内中小企業・小規模事業者に本市の助成制度等を積極的に活用し

ってもらうため、「ビジネス応援ガイドブック」を発行しました。

中小企業振興施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成27年1月より「新潟市中小企業・小規模事業者活性化プラン」の策定に着手し、28の地域経済団体との意見交換を経て、平成27年9月に策定しました。

2 中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に関する取り組み

本市では、地方自治法に基づき各種契約事務に関する要綱を定めており、競争性、透明性、経済性等を原則に、地元企業の受注機会の確保に留意しながら、公正な手続きにより調達を行っています。条例第4条第3項「市は、工事の発注、物品及び役務の調達等にあたっては、市産品の利活用の推進及び地域社会の発展に取り組む中小企業の受注機会の増大に努めなければならない」とする市の責務についても、こうしたことを踏まえながら、取り組みを進めています。

(1) 条例施行前からの取り組み **契約課**

- ・入札業者選定の際に市内事業者・区内事業者への優先的な発注を行うため、「新潟市物品調達等発注基準及び業者選定要綱（平成25年8月1日最終改正）」、「新潟市建設工事の発注基準及び指名業者選定要綱（平成27年4月1日最終改正）」中に関連規定を設け、受注機会の増大に努めています。
- ・小規模工事（100万円を超えない工事・修繕）の発注については、「新潟市小規模工事等契約希望者登録制度（平成25年4月1日最終改正）」により、制度登録のあった市内業者の優先的な発注に配慮しています。
- ・事務用品など物品の発注については、市内中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を念頭に、市全体での一括大量発注を最低限に抑え、各所属における分割発注を進めています。

(2) 条例施行後の新たな取り組み **契約課** **産業政策課**

- ・本条例の施行日（平成26年10月1日）にあわせて、経済部長と財務部長の連名で、本条例の制定の周知と条例の趣旨を踏まえ市内中小企業・小規模事業者への受注機会の拡大に努めるよう全所属に対して文書通知しました。

- ・また、平成27年1月開催の契約事務研修においても、各所属の契約担当者に対し、本条例についての説明を行い、条例の趣旨を踏まえ市内中小企業・小規模事業者への受注機会の拡大に努めるよう改めて周知・依頼しました。

【参考】平成26年度における発注状況

①全体の状況

- ・上記の取組みを推進し、平成26年度における中小企業・小規模事業者への発注状況は、件数で95.0%、金額で82.2%となりました。

(単位：件、百万円)

		官公需契約総額 (※)		うち中小企業向契約実績		比率	
		件数 (A)	金額 (B)	件数 (C)	金額 (D)	件数 (C)/(A)	金額 (D)/(B)
全体	物件	1,141	2,897	1,111	2,602	97.4%	89.8%
	工事	1,202	40,302	1,113	32,776	92.6%	81.3%
	役務	207	1,232	198	1,123	95.7%	91.2%
	計	2,550	44,431	2,422	36,501	95.0%	82.2%

※ 契約課及び各区総務課で契約を行った一定金額以上の案件

②小規模工事等契約希望者登録制度の活用状況

(単位：件、千円)

	対象 件数 ①	対象 金額 ②	見積 参加 件数 ③	制度 活用 件数 ④	制度 活用 金額 ⑤	参加率 (件数) ⑥ =③/①	活用率 (件数) ⑦ =④/①	活用率 (金額) ⑧ =⑤/②
合計	12,119	2,149,079	4,181	2,311	203,278	34.5%	19.1%	9.5%

3 平成27年度以降の取り組みの視点

平成27年度以降に実施する中小企業振興施策については、以下の項目を取り組みの視点とします。

<本市の施策の方向性>

I 中小企業・小規模事業者が生まれる、新たな事業への進出を支援する。

- 創業前の事業内容を構想する段階に必要な研修等の費用や法人設立の際にかかる費用、既存中小企業・小規模事業者によるベンチャー企業創出にかかる費用、また、商店街内での創業にかかる費用など、費用面での支援を含めた創業前から創業後まで切れ目のない支援
- 地域の関係団体が連携して創業・起業を目指す人をサポートする体制づくり

II 成長発展への挑戦を支援する

- 改装工事や備品購入など個店の魅力アップに資する支援
- ニューフードバレーや航空機関連産業など成長分野に参入する中小企業・小規模事業者の促進
- 小規模事業者や小企業に配慮した事業設計

III 元気に活動し続けることを支援する

- 新潟 IPC 財団ビジネス支援センターにおいて大幅に増加している各種相談等に対応する体制づくり
- 幅広い資金需要に対応する制度融資
- 小規模事業者や小企業に配慮した事業設計（再）

IV 産業を担う人材の確保・育成を支援する

- 首都圏等からのU・I・Jターンの促進や、女性・若者をはじめとする多様な人材の就労支援を通じた中小企業・小規模事業者の人材確保支援

● その他の取り組み

- 契約関係事務研修をはじめ様々な機会を捉えて、市内中小企業・小規模事業者の受注機会に関する運用制度等についての周知徹底

<施策を推進するための仕組み>

- 実態把握のためのより適切なデータ収集・分析などについての検討
- 関係団体等との定期的な意見交換の場の設定